令和８年度第１回青梅市国民健康保険運営協議会会議録

日　　時　令和８年７月２３日（木）
　　開会　午後１時３０分
　　閉会　午後２時３５分

場　　所　青梅市役所議会棟大会議室

委嘱委員（１４人）
　潮　　大輔　山崎　悦子　加藤　友理　佐久間俊子　土田　大介
　江本　　浩　百瀬　澄雄　田中　三広　金子　　勉　榎戸　謙二
　岩波　秀明　三宅　明彦　佐瀬　一俊　天野　秀春

出席委員（１３人）
　潮　　大輔　山崎　悦子　加藤　友理　佐久間俊子　土田　大介
　江本　　浩　百瀬　澄雄　田中　三広　金子　　勉　榎戸　謙二
　岩波　秀明　佐瀬　一俊　天野　秀春

欠席委員（１人）
　三宅　明彦

説明のために出席した者の職氏名
　市　　長　大勢待利明　　市民部長　青木　政則
　保険年金課長　宇津木　繁　　収納課長　加藤　博之
　健康課長　河村　純
　給付係長　朝永　勇樹　　資格賦課係長　小澤いつか
　特定健診係長　小沼　彩子　　給付係主任　高橋亜由美

傍聴者　０人

議事日程
　１　会議録署名委員の指名
　２　諮問事項
　　令和９年度青梅市国民健康保険税について（諮問）
　３　報告事項
　(1)　令和７年度青梅市国民健康保険事業の結果について
　(2)　令和８年度青梅市国民健康保険特別会計９月補正予算（案）編成状況について

４　協議事項

　　令和９年度の青梅市国民健康保険税について

５　連絡事項

（1）　今後の会議日程等について

△市長挨拶

○市長　本日はお暑い中、また何かとお忙しいところ、今年度第１回の青梅市国民健康保険運営協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より国民健康保険事業をはじめ、市政全般に多大なる御理解と御協力を賜り、この場をお借りして、改めて感謝申し上げます。

最近のトピックを１件お話したいと思います。

明星大学の青梅キャンパス跡地が、長年にわたって空いており色々と課題でありましたが、先月正式に日本航空学園が土地を購入いたしまして、完全に日本航空学園のものとなりましたので、これに伴い青梅市と日本航空学園との長いお付き合いが始まる事となりました。

これは青梅の歴史にとっても大きいことで、これからの青梅の教育であるとか、毎年全国から多くの学生さんが来られますので、産業の在り方も変わるでしょうし、文化やスポーツにとっても大きな影響があるかと思いますので、是非学生を温かく迎えていただきたいのと、今後の青梅の展開についても、皆さんの頭に置いて考えていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日におきましては、令和９年度国民健康保険税について諮問させていただきます。

さらに、令和７年度の事業報告と、令和８年度補正予算編成の状況についても御説明を予定しておりますので、委員の皆様の貴重な御意見を賜りたく存じます。

結びに、委員の皆様におかれましては、本協議会を通じ、国民健康保険事業の安定的な運営に向けて引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長　本日は、お忙しい中、青梅市国民健康保険運営協議会に御出席を賜り、誠に有り難うございます。

今年度も議長を務めさせていただきますので、宜しくお願いいたします。

国民健康保険を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いていますが、皆様方の御協力をいただきまして、当運営協議会がスムーズに進行できますよう、務めて行く所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしてございます会議日程に従いまして、進めさせていただきます。

本日は、市から令和９年度青梅市国民健康保険税について諮問があるとのことでございます。

本日の議事はこの諮問に対する協議事項１件と、報告事項２件と連絡事項でございます。皆さんの御協力をいただき、概ね 15 時頃までの会議時間を目途に、スムーズに進行できますようお願いいたします。

なお、本日の会議は、委員の出席数が会議の定足数に達しておりますので、会議が

成立いたしておりますことを御報告させていただきます。
それでは、お手元にお配りしてございます会議日程に従いまして、進めさせていただきます。
また、本運営協議会の会議については、公開とすることが定められておりまして、また傍聴人に関する規定も定められているところです。
本日は、傍聴の希望がありませんので、早速議事に入ります。

△「日程１」　会議録署名委員の指名

○議長　日程１、会議録署名委員の指名を行います。
本協議会の会議規則では、会議録を作成し、議長および指名された２名以上の委員が署名することとされております。
私から、会議録署名委員を指名させていただきます。今回は、百瀬委員と田中委員のお二人にお願いしたいと思います。
後日、本日の会議の会議録を事務局が作成しますので、その会議録を確認の上、御署名いただきますようお願いいたします。

△「日程２」　諮問事項

○議長　次に、日程２、諮問事項を議題といたします。
令和９年度青梅市国民健康保険税についての諮問であります。それでは、よろしくお願いいたします。

○市長　令和９年度青梅市国民健康保険税について（諮問）
地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７０３条の４第１項の規定にもとづく、国民健康保険事業に要する費用に充てるために、国民健康保険の被保険者の属する世帯主に対し課する令和９年度青梅市国民健康保険税について、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４条第３項、第１１条第２項および第３項にもとづき、貴会の意見を求めます。

○議長　ただいま、市長から諮問書をいただきました。
なお、この諮問に対する協議は、報告事項の後に行いますので、御了承ください。

△「日程３」　報告事項

○議長　それでは、日程３、報告事項に入ります。
（１）令和７年度青梅市国民健康保険事業の結果についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○保険年金課給付係長　それでは、令和７年度青梅市国民健康保険事業の結果について、御説明申し上げます。資料1、令和７年度青梅市国民健康保険事業の結果につい

てを御覧ください。

３ページをお開きください。国民健康保険特別会計決算の状況、令和７年度国民健康保険特別会計の決算状況でございます。

ページ中ほどの表の左から２列目、令和７年度の歳入決算額は、前年度より４億8,497万6,557円増の144億976万7,820円となりました。

また、１列右の歳出決算額は、前年度より３億8,426万6,228円増の141億8,409万279円となりました。

歳入と歳出の差引額２億2,567万7,541円については、令和８年度へ繰越しをいたしました。なお、この繰越金は、令和７年度に交付された国および東京都の負担金等について、実績報告にもとづき返還金等に充てられます。

次に、ページ下段の繰入金（財源補てん分）の状況です。表の左から２列目を御覧ください。被保険者の負担を軽減するために、一般会計から17億1,706万5,125円の繰入れを行いました。

このうち、赤字分であります財源補てん繰入金は、表の一番右列に記載のとおり、前年度比3.0％減の８億5,284万6,000円となりました。

続きまして、４ページをお開きください。国民健康保険特別会計歳入の状況でございます。

表の一番右、決算額前年度比較を御覧ください。国民健康保険税については前年度より1,064万670円の減、２行下の都支出金については４億6,391万1,499円の増となりました。

全体決算額は、表の左から３列目、決算額②の一番下の行のとおり、144億976万7,820円となり、前年度比3.5％の増となりました。

続きまして、５ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計歳出の状況でございます。歳入と同様に表の一番右列、決算額前年度比較を御覧ください。歳出の多くを占める保険給付費は、主に被保険者数一人当たりの医療費の増加により、４億1,527万3,896円の増となりました。全体決算額は、表の左から３列目、決算額②の一番下の行のとおり、141億8,409万279円となり、前年度比2.8％の増となりました。

続きまして、６ページをお開きください。青梅市国民健康保険の世帯数および被保険者等の状況でございます。

令和７年度の国民健康保険加入状況は、ページ中段に記載の左右の表の下部、７年度の行と増減の行を御覧ください。

左の表が世帯数、右の表が被保険者数でございます。まず左の表、国保世帯数では、前年度より536世帯減の１万8,328世帯、市の世帯数に対する加入割合は27.5％となりました。

次に右の表、国保被保険者数では、前年度より1,175人減の２万5,705人となり、市の人口に対する加入割合は20.1％ となりました。これは、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行および被用者保険適用拡大に伴う被保険者数の減少が主な要因と考

えられます。

また、参考として外国人の加入者数でありますが、右の表の右から２列目、うち外国人に記載とおり、令和７年度は 911 人、前年度より２人の減となりました。

次に下段の表、国保被保険者数の内訳の一番下の行、増減を御覧ください。

表の中ほどに記載の 65 歳から 74 歳までの前期高齢者の数が 833 人と大きく減少しており、これは団塊世代の後期高齢者医療制度への移行の影響と捉えております。

続きまして、７ページをお願いいたします。国民健康保険税の状況でございます。ページ中段の左側に記載しております、税率等の表の一番下の行、課税限度額を御覧ください。

令和７年度は、課税限度額のうち医療分を１万円、支援金分を２万円引き上げ、介護分を含めて合計 109 万円となりました。

次に、下段の表、保険税収納状況の表の下部、７年度の行と増減の行を御覧ください。

左から４列目　現年分の収納率は前年度より 0.1 ポイント増の 92.7％、さらに３列右の滞納繰越分の収納率は前年度より 0.9 ポイント減の 21.8％、表の一番右の全体の収納率では 1.3 ポイント減の 81.4％となりました。

続きまして、８ページをお開きください。療養諸費の状況でございます。表の下部、７年度の行と増減の行を御覧ください。

左から３列目の費用額は３億 9,088 万 3,414 円、3.7％増の 110 億 8,489 万 2,209 円となり、このうち保険者負担額は１列右のとおり、２億 6,442 万 6,900 円、3.4％増の 81 億 1,209 万 1,145 円となりました。

また、一人当たり医療費についてはさらに１列右のとおり、33,392 円増加し、43 万 1,235 円となりました。

費用額に対する保険者負担割合は、73.2％となっております。

次の９ページのグラフは、年度別療養諸費の一人当たり費用額および被保険者数の推移となります。平均被保険者数については減少傾向、一人当たり費用額については増加傾向が続いています。

特に、令和７年度の一人当たり費用額は大きく増加しておりますが、この要因の１つとして、令和７年度内にがん治療にかかる処方が複数されたことが影響しているものと捉えております。

続きまして、10 ページをお開きください。高額療養費等の保険給付費の状況でございます。表の下部、７年度の行と増減の行を御覧ください。

まず、左から２列目、高額療養費の状況でありますが、前年度より件数が 695 件、支給額が１億 3,942 万 3,379 円の増となりました。

その右の出産育児一時金は、件数が８件、支給額が 233 万 1,945 円の増、さらにその右の葬祭費は、件数が 21 件、支給額が 105 万円の減、さらに右の結核・精神給付金は、件数が 322 件、支給額が 26 万 5,148 円の増となりました。

最後に一番右の傷病手当金は、件数、支給額ともにゼロとなっています。

続きまして、２ページ飛ばして、13ページをお開きください。データヘルス事業・医療費通知事業および人間ドック受診料助成事業についてであります。

まず、１のデータヘルス事業の状況でございます。

（１）の糖尿病性腎症重症化予防事業については、健診結果や診療報酬明細書（レセプト）等から対象者を選定し、生活習慣に関して行う保健指導と、指導完了者に対して健康管理状態の確認および改善指導を行うフォローアップの２事業を実施しました。

保健指導については、(ア)に記載のとおり、対象者140人に対して参加を呼びかけ、このうち４人が応募され、３人が最終面談まで実施されました。また、フォローアップについては、（イ）に記載のとおり、対象者23人のうち12人が指導を受けられました。

次に、（２）の生活習慣病治療中断者受診勧奨事業は、治療を中断し、重症化することなどで高額な医療費が必要となると思われる治療中断者に対して医療機関への受診勧奨を行う事業で、年１回、対象者113人に対し、受診勧奨通知を発送しました。このうち、55人の方が医療機関を受診されました。

次に、（３）の健診異常値未治療者受診勧奨事業は、健診結果から受診が必要と思われる未受診者に対して医療機関への受診勧奨を行う事業で、年１回、253人に対し、受診勧奨通知を発送しました。このうち、45人の方が医療機関を受診されました。

次に、（４）の適正受診・適正服薬促進事業は、複数の医療機関から14日以上の内服薬が10種類以上されている被保険者に対して適正受診勧奨を行う事業で、年１回、対象者31人に対し、勧奨通知を発送しました。このうち、10人が改善効果がありました。

次に、(５)の後発医薬品促進事業は、５月から３月までの毎月、計11回、延べ1,889人に通知しております。令和７年３月時点での使用割合は89.8%です。

その他、（６）の講演会、２の医療費通知事業、ページをめくりまして３の人間ドック受診料助成事業については、記載のとおりでございます。

私からの説明は以上です。

続きまして、先ほど飛ばしました11ページおよび12ページに記載の事業につきまして、健康課特定健診係長から御説明申し上げます。

○健康課特定健診係長　続きまして、特定健康診査等の状況について、御説明いたします。資料１の11ページをお開きください。

初めに、１の（1）は特定健康診査の実施状況統括表であります。この表は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定にもとづき、40歳から74歳の被保険者を対象に実施した、内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームに着目した健康診査の結果を示したものです。

表の中ほど、受診者数に記載がありますとおり、令和７年度は、465人減の10,347

人でした。受診率は、受診対象者数の減もあり、0.2ポイント増の50.4%でした。

次に、令和7年度の受診者数10,347人について、(2)で受診者の内訳を御説明いたします。

アは、一般社団法人青梅市医師会に委託し、市内医療機関38か所で実施した結果であり、9,687人が受診しました。

実施期間は、6月2日から11月29日までですが、9月末までに国民健康保険に途中加入された方については、健診機関を確保するために、12月6日までとしました。

続きまして、イの集団健康診査であります。受診率向上の取り組みとして、平日に受診が困難な働く世代に着目し、令和元年度から実施している事業であります。受診者数は、表に記載のとおり、1月の日曜日の2日間、集団健康診査を実施し、計115人が受診しました。記載はありませんが、令和6年度は155人でしたので、40人減少いたしました。

右側ウを御覧ください。人間ドック受診料助成事業利用者です。国民健康保険の被保険者対象の人間ドック受診料助成事業の申請者に対し、事前の承諾をいただき、受診結果を特定健康診査の結果として登録した結果を示しております。令和7年度は514人でありました。

エは、自費で受診した健診結果を提出していただいた方で、31人でありました。

次に、2の特定保健指導であります。令和7年度の特定健康診査の結果により、40歳から74歳までの全対象者のうち、生活習慣病の危険因子数等、科学的根拠に基づいて、動機付け支援および積極的支援と判定された方を対象に個別に保健指導を実施いたしました。

実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までで、有限会社ハイライフサポートに委託し、実施いたしました。

(2)の初回面談の表を御覧いただきたいと存じます。利用者数は、動機付け支援、積極的支援を合わせ、前年度から51人減少し216人でありました。利用率は、動機付け支援、積極的支援を合わせ、前年度から4ポイント減の19.5%でありました。

次に、12ページをお開きください。

3は、自由参加型セミナーの内容別の結果であります。運動に関するメニュー4種類と、栄養セミナーおよび歯科セミナー各1回の合わせて10回実施しました。セミナーの参加者は合計267人でした。

4は、令和6年度に特定健診を受診し、特定保健指導の対象となったものの、令和6年度中に終了せず令和7年度にかけ、支援を継続した方々に対して実施したセミナーの内容別の結果です。自由参加型セミナーを計8回実施し、どの回も大変好評で平均28人程度、合計で228人が参加しました。

次に、(2)終了者数の表を御覧ください。この表は、令和6年度の特定健康診査の結果から特定保健指導の対象となった方について、区分(動機付け支援および積極的支援)別に集計した表であります。この表は、令和7年度まで保健指導を継続した方も含めた最終の結果であります。動機付け支援は218人、積極的支援は29人で、合

計247人、終了率は、動機付け支援が25.7%、積極的支援が10.0%で、合わせて1.3ポイント増の21.7%でした。

続きまして、ページ右側、５の受診率向上の取組についてであります。

（1）は、特定健診者受診勧奨通知です。人工知能の解析結果を活用した受診勧奨を実施しました。過去３年間の受診状況が不定期の方、受診歴のない方１万2,754人を対象に、健康意識に合わせた受診勧奨通知を送付しました。

行動変容を促す取り組みのため受診者の傾向を観察しているところでございますが、全体の受診率自体が0.2ポイント増加しました。また、６年度に受診した人の７年度リピート受診率が0.3ポイント上昇しました。

次に、(2) の健診結果の活かし方講座です。講座を通じて、健診結果を活かした健康づくりの指導などを実施しました。令和７年度は、２回の開催で21人の方に御参加いただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長　説明は終わりました。本件について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○議長　質問がないようですので、次に移ります。

次に、（２）令和８年度青梅市国民健康保険特別会計９月補正予算（案）編成状況についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課給付係長　それでは、令和８年度国民健康保険特別会計９月補正予算(案)編成状況について、御説明いたします。

資料２につきましては、本日現在の令和８年度国民健康保険特別会計９月補正予算案であり、今後、変更になる可能性もございます。あらかじめ御承知おきください。

では、資料を２枚めくっていただき、５ページをお開きください。

最初に歳出から説明いたします。表の一番右側の列、補正額の説明を御覧ください。

まず、１、総務費でございます。

システム変更委託料として２件計上しております。先日国会で成立した健康保険法等の一部改正法にもとづき、均等割保険税の軽減対象を未就学児から高校生世代まで拡充する内容のシステム改修費を77万円、東京都国民健康保険団体連合会から高額療養費に関するデータを取り込む際に生じる不具合解消に伴うシステム改修費を66万円、計143万円を計上するものであります。

次に、７、諸支出金でございます。

令和７年度に国および東京都から交付された支出金のうち、精算により過大交付となった支出金を返還するため、国庫支出金返還金を59万1,000円、都支出金返還金２億2,246万円、計２億2,305万1,000円を増額するものであります。

続きまして、１ページ戻っていただき、４ページをお開きください。

２、歳入について御説明いたします。表の一番右側の列、補正額の説明を御覧ください。

４、繰入金でございます。

先ほど御説明いたしました、歳出の１、総務費のシステム変更等委託料の費用に対する財源として、事務費繰入金を 143 万円増額しようとするものであります。

次に、５、繰越金でございます。

報告事項１で御説明いたしました、令和７年度決算における収支差引額を繰越し、歳出の７、諸支出金の財源とするものであります。

以上、大変雑ぱくではございますが、９月補正予算案編成状況についての説明を終わらせていただきます。

○議長　説明は終わりました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○議長　質問がないようですので、次に移ります。

△「日程４」　協議事項

○議長　それでは、日程４、協議事項に入ります。

令和９年度の国民健康保険税税率等の改定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課長　それでは、令和９年度青梅市国民健康保険税について、御説明申し上げます。

資料３をお願いします。１枚おめくりいただき、３ページを御覧ください。

目次に沿って大きく２項目について説明させていただきます。

まず、国民健康保険制度と最近の動向について、次に、令和９年度税率改定にむけて、でございます。

次のページをお願いします。ここで新しく協議会委員となられた方がおられますので、改めまして国民健康保険制度全般から説明させていただきます。

１、国民健康保険制度と最近の動向であります。５ページを御覧ください。

まず、国民健康保険の仕組みについて御説明いたします。お金の流れといたしましては、まず、①、市区町村が被保険者から保険税を徴収します。次に、②、その保険税等を財源として、市区町村が都道府県に納付金を納付します。次に、③、都道府県は保険給付に必要な費用を市区町村へ交付します。最後に、④、市区町村は医療機関等へ保険給付を行う、という流れになっています。

次の６ページをお願いします。

そのため、都道府県は各市区町村に対して、都へ納付すべき事業費納付金の額を決定するとともに、市町村ごとの標準保険料率の提示を行います。市区町村はこの標準

保険料率を参考に保険税を決定し、被保険者から保険税を徴収し、都道府県に対して納付金の支払いをすることになります。

次に、７ページをお願いします。

ここからは、保険税の改定に影響を与える最近の動向について説明致します。

１点目として「子ども・子育て支援金」についてであります。令和６年６月に成立した「子ども・ 子育て支援法等の一部を改正する法律」によりまして、令和８年度から医療保険者は子ども・子育て支援納付金の納付義務を負うこととなり、そのため被保険者から、これまでの医療分・後期支援金分・介護分に加え子ども・子育て支援金分を徴収することとなりました。

また、その額については令和８年度から 10 年度までの３年間をかけて、段階的に増額するとともに、支援金の制度趣旨から 18 才未満の均等割は全額軽減対象とされています。

なお、東京都の統一的な方向性として、この支援金にかかる赤字補てんは、導入当初から行わないこととされています。

次のページをお願いします。

２点目は都道府県内における保険料水準の統一であります。

東京都は、令和６年２月の国民健康保険運営方針において、保険料水準の完全統一を進めることは、被保険者間の公平性の観点から望ましいとしており、将来的に完全統一を目指しながらも、まずは納付金の算定において、医療費水準を反映しない、いわゆる納付金ベースでの統一を令和 12 年度に目指すとしています。

次のページをお願いします。

続いて国の動向であります。都が国民健康保険運営方針を示した後、国は「骨太の方針 2024」および「保険料水準統一加速化プラン（第２版）」により、都道府県内での保険料水準の統一をより強く求めてきています。具体的には都道府県において、令和８年度までに完全統一の目標年度を決定すること、また、その目標年度は令和 15 年度、遅くとも令和 17 年度（令和 18 年度保険料算定）までとすることとされています。

なお、現在、「骨太の方針 2026」が、国で協議が始まっているところです。

ページ下部のとおり、東京都においても現在、完全統一の目標設定にむけて、市区町村と検討を開始しており、目標年度について令和８年度に運営方針を見直す予定となっています。

このような状況から、本市におきましても、東京都から公表予定の「国保運営方針中間見直し」、および、本協議会での協議内容を反映させて、今年度中には「国保財政健全化変更計画書」の見直しを予定しているところです。

10 ページをお開き下さい。

これまでの説明を踏まえて、２、令和９年度税率改定に向けてとしまして、今後の検討にあたっての参考内容について説明させていただきます。

11 ページをお開き下さい。

まずは、現行の市の税率と、保険税改定の目標となる都から示された令和８年度の青梅市の標準税率との比較であります。

表の一番右側の合計の欄を御覧ください。所得割で 2.31 ポイント、均等割で 22,066 円の差が生じています。

12 ページをお開き下さい。

昨年度の本協議会での議論におきまして、２つのパターンまで絞っていただきましたので、それを踏まえて、「パターンＡ」と「パターンＢ」という形で、最新のデータに置き換えて、資料を作成いたしました。

なお、今回パターンを作成するにあたり、２点見直しを行いました。

１点目は、今まで、未就学児に係る均等割保険税につきましては、５割軽減措置となっておりましたが、令和９年度からその対象が高校生年代まで拡充することとなったため、調定見込み額を見直しました。

２点目は、東京都が算出した令和８年度の青梅市の標準税率等を用いて、２パターンとも令和 17 年度までを修正いたしました。なお、こちらの東京都算出税率等については、毎年変更となるため、今後も東京都算出税率等の見直しに合わせ、見直しを行ってまいります。

まず、パターンＡから御説明いたします。

パターンＡは、上げ幅は均等で、毎年度税率改定を行うものになります。令和９年度の上げ幅としまして、表の真ん中にあります計欄のとおり、所得割は 0.34 ポイント増の 11.22%、均等割は 3,186 円増の 66,100 円としております。調定ベースでは全体で 4.9%の改定となっております。

13 ページをお開き下さい。

次にパターンＢを御説明いたします。

パターンＢは、令和 10 年度まではパターンＡと同内容でありまして、令和 11 年度以降の改定を、隔年で実施するものとなっております。11 年度以降の上げ幅は、均等で実施するパターンであります。

なお、こちらの、パターンＡおよびパターンＢにつきまして、前回の協議会におきまして、委員の皆様からの御意見としましては、「住民生活への配慮を重視し、急激な保険税の引き上げを避けながら、段階的に、標準税率に近づけていくべきである。」などの御意見を頂戴しているところです。

14 ページをお開き下さい。

最後に参考と致しまして、近隣市等の保険税率を、合計の所得割の率の高い方から順に並べたものになります。

なお、近隣市に加え、都内での最高税率である八王子市と、昨年度最低税率であった府中市を合わせて掲載しております。八王子市については、すでにほぼ標準税率の水準となっております。

青梅市は、26 市の中では、均等割、所得割ともに、真ん中くらいの位置にあります。

以上、大変雑ぱくでありますが、資料３についての説明を終わらせていただきます。

なお、今回、お示しさせていただきました、２つのパターンにつきましては、御説明させていただきました通り、いずれの場合におきましても、令和９年度および10年度の税率は同じであります。

前回までの御議論におきまして、令和９年度および10年度の税率につきましては、概ねお決め頂いているところと存じますが、年度も改まりましたので、改めて御確認を頂けますよう、お願い申し上げます。

また、今後といたしましては、11月頃には東京都より、令和９年度保険税率の仮算定が示される予定であり、また、来年の１月には令和９年度保険税率の本算定も示される予定です。

残り２回の運営協議会の中では、この２つのパターンを中心に御協議をいただき、来年１月開催予定の第３回運営協議会におきまして、令和９年度の税率を最終的にお決めいただくとともに、令和10年度以降の税率計画におきましても、御議論いただければと存じます。

○議長　説明は終わりました。本件について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○委員　すいません、過去の議論を承知していないので、御容赦いただきたいんですけれども、今回の改定については、医療水準等は考慮せずに、所得水準でやっていくということですが、国と都の方針として医療水準等を考慮しない、あるいは例えば医療水準だけじゃなくて、医療へのアクセスだとかそういった利便性みたいなものも地域によって違うと思いますが､そういったものを考慮せずにやっていくということで、整理をされたという事ですが､それはどういう意味合いでそういう整理をされたのか、参考までに教えていただきたい。

○保険年金課長　こちらの保険料水準統一の基本的な考え方は、東京都の方から示されているものでございまして、例えば目標としているのは、都内のどこに住んでいても同じ所得であれば、同じ保険税にするところを目標に置いていますので、それについては、医療水準は加味しないという説明を受けております。

少しわかりにくい部分かと思いますが、都内のどこの自治体にいても、所得が一緒であれば、また世帯が一緒であれば、保険税は一緒にしていくという所をまず目指しており、最終的に令和17年度には、東京都の全自治体の税率を統一していくというところを都は求めております。

○委員　平等にということであれば、所得水準であるのは非常に理解できるんですけども、例えば医療機関に行くのに時間かかるようなときとか、高度な医療が提供できるところが近くにない地域の人は、その部分についてはハンディがあるということなので、そこの部分を今回、無視というかそれを除いている形で進めていて、これを除

いてもいいという所が何か、どう整理されたのかなという所が知りたかったんですけど、その辺りはいかがでしょう。

○保険年金課長　現時点では東京都の方から、まだそこまでの説明を受けておりませんで、また情報が入りましたら、次回の会議等で御説明させていただきます。

○委員　わかりました。

○議長　他にございませんか。

○委員　ゴールとなる東京都の標準税率なんですけれども、今回は令和８年度の標準税率で、先のことはまだわからないと思うのですが、傾向として、ここ最近は増えてるんでしょうか、減ってるというのはあまりないかと思いますが、増えていると考えてよろしいのでしょうか。

○保険年金課長　税率については上がり下がりはありますけれども､過去に比べると、やはり徐々に上がってきているという状況でございます。

○委員　そうすると、９年後だともう少しこの数字は上がってる可能性はあるということですね。

○保険年金課長　仰るとおりです。

○議長　他にございませんか。

○委員　今回、令和８年度の納税通知書が出て、改定があったり子ども分が増えたりというのがありましたけど、市民の方から御意見等は何かあったのでしょうか。

○保険年金課長　７月に納税通知書をお配りしたんですけれども、やはり子ども・子育て支援金については問い合わせ等ありまして、大体の方は御納得されていて、子ども世代のためにやる制度ということで了承いただいているんですけれども、中には子供がいないのに払うのか、という御意見もありました。

○議長　他にいかがでしょう。

○委員　今年度の税率というのは、令和７年度１月の運営協議会で議論をして決めた答申内容の税率で､３月の議会に議案提出をしたのかどうかというのが確認で１点と、その際に、３月議会で議論されて可決されたと思いますが、ある程度、令和９年度お

よび10年度の税率も見込んだ議論を昨年度やってきたわけですけども、その辺りも踏まえた中で、議会の議員さんから、今後の運営協議会の議論の参考になるような意見や質疑等があったのかどうかを教えていただきたい。

○保険年金課長　昨年度御議論いただき、御答申いただいた税率につきましては、そのまま議会で議決いただきまして、本年度その税率で計算しております。
　直近の議会において、保険税率に関する議論についてもいくつかございました。
　その中で、まず１つには、子ども・子育て支援金制度は、全世代で子ども・子育て世代を支えていこうとする制度であり、児童手当の拡充、出産費用の負担軽減など、日本の喫緊の課題である少子化に歯止めをかけるために必要であるという意見ですとか、子ども・子育て支援金自体は子ども施策を充実させていくものであり、長年国民の求めていた児童手当の拡充というものであるが、国民の負担にもなるのではないかという御意見もありました。
　あとは、国保税がどんどん値上げになっているが、市や都から国に対して何か要望しているのか、というような御意見もありました。要望としては青梅市からも、市長会などを通して国保の負担金の引き上げですとか、国保制度の安定化などの財政支援を都を通して国に要望している状況でございます。

○議長　他にございませんか。

○委員　９ページのところで、東京都が市区町村と協議を開始とありますが、実際に、例えば八王子市が税率が高くて、府中市が低いという差があるんですけど、この協議を通して市区町村の要望等をある程度聞いてくれるものなのか、実際にはもっと国の水準に統一してくれというような協議なのか、それとも、もう少し各市町村の状況等を考慮をしていただけるような協議なんでしょうか。

○保険年金課長　東京都とも会議をしておりまして、その会議におきましても、全市区町村から意見を出させていただいて、都の方でそれを集約しているような状況でございます。色々な会議体がありますが、市区町村の代表が、東京都と一堂に会して議論する機会もございますので、そういったところで、我々自治体の要望も東京都に上げさせて頂いている状況でございます。

○議長　他にございませんか。
特にないようですので、次に移らせていただきます。

△「日程５」　連絡事項

○議長　次に、日程７、連絡事項に入ります。
　今後の会議日程等について、事務局から説明いたします。

○保険年金課長　次回の会議日程につきましては、記載にありますとおり、11月26日木曜日の午後1時30分から、場所は今回同様、議会棟3階の大会議室で予定しております。

また、近くなりましたら、追って御連絡を差し上げますので、御予定のほどよろしくお願いいたします。

○議長　最後になりますが、本日の会議全体につきまして、事務局の説明につきまして、何か聞き忘れたこと、または、委員の方からの御意見などありましたら、ここでお受けしたいと思います。

○議長　特にないようですので、これで日程については、すべて終了いたしました。長時間にわたり大変ありがとうございました。

これをもちまして、令和8年度第1回青梅市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。